原 議 保 存 期 間 30年 (令和34年12月31日まで保存) 施行文書保存期間 30年 (令和34年12月31日まで保存)

交 規 甲 達 第 3 3 号 令 和 4 年 1 2 月 2 7 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外牽引許可取扱要領の制定について(通達)

対号 令和4年6月22日付け交規甲達第16号「制限外積載、設備外積載及 び荷台乗車許可取扱要領の全部改正について(通達)」

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第56条に規定する設備外積載許可及び荷台乗車許可並びに法第57条第3項に規定する制限外積載許可の取扱いについては、対号により運用してきたところであるが、この度、制限外牽引許可について、オンラインによる電子申請受付を開始することに伴い、別添のとおり、制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可及び制限外牽引許可取扱要領を制定し、令和5年1月4日から運用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。なお、対号は令和4年12月31日をもって廃止する。

制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外牽引許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第56条第1項に規定する設備外積載許可、同条第2項に規定する荷台乗車許可、法第57条第3項に規定する制限外積載許可及び法第59条第2項に規定する制限外牽引許可(以下総称して「許可」という。)について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 申請

1 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。ここでいう車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間が例えば1年間である場合に、その期間内で運転者が交替する場合等である。

2 許可の申請

許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第8条及び第8条の5並びに石川県道路交通法施行細則(昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。)に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長に提出しなければならないこととされている。この場合において、警察署長は、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

なお、同一車両について許可のほか、法第56条第1項に規定する設備外積載許可 又は同条第2項に規定する荷台乗車許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に 当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

3 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

4 許可の単位

許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。ただし、同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、

包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

第3 受理

許可の申請の受理に当たっては、第2及び第4に規定する事項に留意の上、受理内容を制限外積載許可等申請処理簿(様式第1号)に記載すること。

第4 審査等

1 審査の方法

車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

2 審査上の留意事項

申請により許可を求められた警察署長は、次に掲げる事項について、これを審査するものとする。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がなされない場合は求められた許可を拒否するものとする。

- (1) 許可の対象貨物及び荷台乗車の対象範囲
- (2) 制限外積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法
- (3) 設備外積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法
- (4) 荷台乗車の対象車両及び人員
- (5) 運転の期間及び運転経路
 - ア 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの(重量制限の行われている橋梁、 高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等)が存在しないこ と。

- (6) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項
 - ア 当該積載又は乗車の方法及び当該積載又は乗車による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。
 - イ 当該積載又は乗車による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況 により、重大な危険があるとは認められないこと。
- 3 審查基準等
- (1) 制限外積載

ア 許可の対象

制限外積載許可の対象となる貨物は、令第22条及び第23条並びに細則第10条の2に規定する積載重量を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の 属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事情 (経費節約、時間の短縮等)により左右されるべきではない。

イ 積載貨物の測定方法

積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

(ア) 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、 当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。(別添参照)

(イ) 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当 該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。(別添参照)

(ウ) 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。(別添参照)

ウ 制限外積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次に掲げる場合又は積載物の重量が令第22条第2号及び第23条第2号に定める値を超える場合には、第11及び第12の1に記述するとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

- (ア) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きの大型自動 二輪車及び普通自動二輪車については、ア及びイに係る部分に限る。)
 - a 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さは16.0メートル(セミトレーラ連結車にあっては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル)を超える場合

b 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合

c 積載物の高さ

4.3メートル (三輪の普通自動車及び府令第7条の14に規定する普通自動車にあっては3.0メートル) からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

- d 積載の方法
- (a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ 出す場合
- (b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合
- (イ) 小型特殊自動車
 - a 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合

b 積載物の幅 自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合

c 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

- d 積載の方法
- (a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ 出す場合
- (b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合
- (ウ) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものについては、a及び bに係る部分を除く。)
 - a 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置(リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。dにおいて同じ。)の長さの2倍の長さを超える場合

b 積載物の幅

自動車の幅(府令第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅)を超える場合

- c 積載物の高さ
 - 2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合
- d 積載の方法
- (a) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを 超えてはみ出す場合
- (b) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅

を超える場合(府令第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する 普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引される リヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合)

(工) 原動機付自転車

a 積載物の長さ

積載装置(リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。b及びdにおいて同じ。)の長さの2倍の長さを超える場合

b 積載物の幅

原動機付自転車の幅(リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅)を超える場合

c 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

- d 積載の方法
- (a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合
- (b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該 原動機付自転車の幅を超える場合(リヤカーを牽引する場合にあって は積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合)

(2) 設備外積載

ア 許可の対象

設備外積載許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、 他に積載の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- (ア) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に定める選挙運動又は政治活動を行う場合
- (イ) 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合
- (ウ) その他公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合
- イ 設備外積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法
 - (ア) 転落又は飛散するおそれのない積載方法であること。
 - (4) 原則として令第22条に規定する積載制限を超えないこと。
 - (ウ) 車体から突き出さない積載方法であること。

(3) 荷台乗車

ア 許可の対象

荷台乗車許可の対象となる範囲は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、 他に輸送の方法がないと認められる場合に限るものとする。

- (ア) 災害発生時に応急作業員を輸送する場合
- (イ) 当該貨物の積卸しに必要最小限度の人員(法第55条第1項ただし書により、 当該貨物を看守するために荷台に乗車できる必要最小限度の人員)を当該車

両により輸送する場合

(ウ) その他公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合

イ 荷台乗車の対象車両及び人員

- (ア) 車両は、大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車又は普通貨物自動車であること。
- (イ) 荷台に座れる範囲の人員であること。

(4) 制限外牽引

ア 許可の対象

制限外牽引許可の対象となる範囲は、法第59条第2項ただし書の規定に該当する場合において、他に運搬の方法がないと認められる場合に限るものとする。

イ 方法

- (ア) 車両の構造又は牽引の状況が、道路又は交通の状況に重大な危険があるとは認められないこと。
- (イ) 通行する道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の 頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行 道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を 及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ウ 制限外牽引の許可の効力

制限外牽引許可の効力は石川県公安委員会の管轄区域内に限定されることから、県内の通行について審査する。

なお、運行経路が他の都道府県公安委員会の管轄区域に及ぶ場合は、各都 道府県公安委員会への申請手続が必要となる。

第5 許可の条件等

出発地警察署長が許可に付することができる条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

- 1 制限外積載、設備外積載及び制限外牽引許可
- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 通行する道路の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) 踏切、ガード下、曲がり角その他危険な場所を通行するときの誘導整理に関する事項
- 2 荷台乗車許可
- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 通行する道路の指定に関する事項

(3) 乗車位置に関する事項

第6 許可証の交付

許可証の交付に当たっては、申請者に制限外積載許可等許可証交付簿(様式第2号)に許可証の受領年月日、受領者名等の必要事項の記載を求めること。

第7 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

警察署長は、許可申請に係る積載による運転が道路法(昭和27年法律第180号) 第47条の2第1項の車両の通行の許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両 の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との 連携を図るように努めること。

2 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

第8 交通規制課との調整

- 1 警察署長は、制限外積載許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに 積載の方法が第4の3のウに掲げる場合であって、許可の必要性があると認めると きは、当該許可に関し、交通規制課と協議すること。
- 2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の 取扱いに際しては、交通規制課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交 通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めること。
- 3 警察署長は、制限外牽引許可申請を受理した際は、当該許可に関し、交通規制課 と協議すること。

第9 決裁時の留意事項

- 1 申請書の決裁時には、制限外積載等処分状況票(様式第3号)を作成し、許可処 分の状況を明らかにしておくこと。
- 2 制限外積載許可等申請処理簿は、月末ごとに締め切り、警察署長の決裁を受けること。
- 第10 電子情報処理組織による申請(以下「電子申請」という。)
 - 1 電子申請の運用方法

電子申請は、「石川県警察電子申請業務運用要領の制定について(通達)」(令和3年5月25日付け務甲達第76号、情甲達第31号)に基づき運用される電子申請システムを利用して行うこととする。

2 電子申請の対象手続

電子申請により行うことができる手続は、許可の申請のうち以下のものとする。

(1) 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

- ア 許可を受けた期間の変更をするもの
- イ 運転者の追加又は変更をするもの
- ウ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更をするもの
- (2) 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請をするもの
- 3 電子申請の取扱い

電子申請がなされた場合は、次により取り扱うこと。

なお、次に定める事項以外は第2から第9及び第11から第13に準じて行うこと。

(1) 電子申請の受理

電子申請の到達を随時確認し、到達を認知したときは、当該申請の内容を第2 から第4の規定に準じて確認すること。この際、出発地が他の警察署の管轄区域 であるときは、速やかに返却手続を行うとともに、申請者に正しい申請先警察署 を伝え再申請するように教示すること。

(2) 申請書類の印字

電子申請された申請書類一式を印字し、審査を開始すること。

(3) 補正通知

申請書類に不備があるときは、申請者に対し、電子申請システムにより補正すべき事項を通知すること。

(4) 審査完了

申請書類の審査完了後は、申請者に対し、電子申請システムにより必要事項を通知すること。

第11 書類の保存

本件に関する書類のファイルコードは「40-43-20-060」とし、保存期間は、1年とする。

第12 報告

本件事務処理状況は1箇月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月10日までに交通規制課に報告するものとする。

第13 その他

いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては別に定めるところによる。

